

第122期 定時株主総会 招集ご通知

First for You
あなたとともに

日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所

栃木県総合文化センター サブホール
栃木県宇都宮市本町1-8

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件

株主総会へご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

「ネットで招集」で議決権行使が簡単・便利に



招集ご通知をスマートフォン・タブレット
端末・パソコンからご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8550/>



抽選で電子チケットが当たるプレゼントキャンペーンを6月30日まで実施中！

株主総会にご出席の株主様へのお土産配布はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



栃木銀行

証券コード：8550

ホームページ <https://www.tochigibank.co.jp/>

株 主 各 位

栃木県宇都宮市西2丁目1番18号
株式会社 栃 木 銀 行
取締役頭取 仲 田 裕 之

第122期定時株主総会招集ご通知

拝啓、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行第122期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト <https://www.tochigibank.co.jp/investment/>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイトへアクセスし、銘柄名に「栃木銀行」又は証券コードに「8550」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、議決権行使についてはご出席の他、「議決権行使についてのご案内」（2頁）のとおり、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご覧くださいまして、2025年6月25日（水）午後5時までに議決権をご行使くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 栃木県総合文化センター サブホール
栃木県宇都宮市本町1－8
3. 目的事項
報告事項 (1) 第122期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
(2) 第122期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、第122期定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2025年6月26日（木）
午前10時

2 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。なお、書面による議決権行使における各議案につき賛否を表示されない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照ください。

行使期限

2025年6月25日（水）
午後5時到着分まで

3 インターネットで議決権を行使される場合



当行指定の議決権行使ウェブサイト

▶<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

※詳細は次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。

行使期限

2025年6月25日（水）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

（議決権行使書イメージ）

議決権行使書 (株主総会)

株式会社栃木銀行 印中

私は、2025年6月26日開催の株主総会に際し、定時株主総会ご招集ご通知に添付された議決権行使書に記した各議案について、右記の通り賛否を○印で表示し、この用紙に添付して提出いたします。

2025年6月 日

株主総会開催日時

議決権行使書用紙

株主総会開催日時

議決権行使書用紙

お 願 い

1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否を記入し、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。

2. 賛否の表示は、票色のボールペンではっきりと記入してください。

3. 第1号議案

賛成の場合 → 「賛」の欄に○印

否認の場合 → 「否」の欄に○印

第2号議案

賛成の場合 → 「賛」の欄に○印

否認の場合 → 「否」の欄に○印

一部を賛成、一部を否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号を記入してください。

4. 議決権をインターネットで行使される場合は、予め当行指定のウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト QRコード

株式会社栃木銀行

スマート行使に必要なQRコードが記載されております。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

賛成の場合 → 「賛」の欄に○印

否認の場合 → 「否」の欄に○印

第3号議案

全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 → 「否」の欄に○印

一部の候補者を賛成する場合 → 「賛」の欄に○印をし、
否認する候補者の番号を
ご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

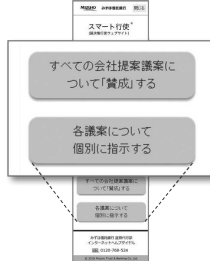
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

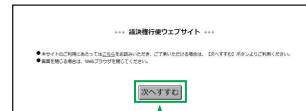
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

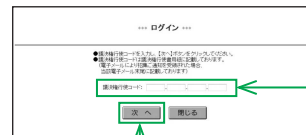
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

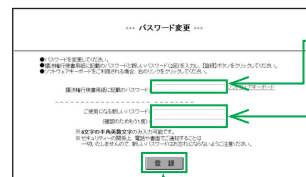
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

1. インターネット等による議決権行使について

(1) QRコードを読み取る方法「スマート行使」

- ・同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- ・「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

(2) 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

- ・当行の指定する「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）へアクセスしたうえで、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、初回ログインの際にはパスワードを変更いただきます。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (3) 行使期限は2025年6月25日（水曜日）午後5時までです。期限時刻までにご入力を完了いただく必要があります。

- (4) インターネット接続にかかる費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードについて当行よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である〈みずほ信託銀行 証券代行部〉（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く 9：00～21：00）

- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

〈ご参考：機関投資家の皆様へ〉

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

その他のご案内

- 株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、当行ウェブサイトにてお知らせいたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当行定款第15条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って株主様に対して交付する書面は、監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告書を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
 - ①株主資本等変動計算書
 - ②個別注記表
 - ③連結株主資本等変動計算書
 - ④連結注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきま
す。
- 代理人による議決権行使について
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 重複行使の取扱い
議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。
また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- 議決権の不統一行使
議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会開催の日の3日前までに、その旨と理由をご連絡いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場にあたりサポートが必要な場合は、事前にご連絡をお願い申し上げます。
(筆談や車椅子等のサポート、介助者・手話通訳者の同席をご希望の場合など)

オンデマンド配信（事後配信）のご案内

本総会終了後、その一部についてオンデマンド配信（事後配信）を行います。

1. オンデマンド配信期間

2025年7月3日（木曜日）～2025年10月2日（木曜日）

※配信開始は状況により遅れる場合がございます。あらかじめご了承ください。

2. 視聴方法

- (1) 上記配信期間中、当行ウェブサイト内の「株主・投資家の皆さまへ」（下記URL）にアクセスのうえ、「第122期定時株主総会の模様（動画配信）」をクリック（タップ）してください。

<https://www.tochigibank.co.jp/investment/>



3. ご注意

- ・配信の撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ・インターネット接続・利用に関する費用は、株主様のご負担となります。
- ・お使いの機器やインターネット環境等によっては、映像・音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合や、ご視聴いただけない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・オンデマンド配信用動画の撮影に際し、ご出席の株主様の容姿が映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

(1) 期末配当に関する事項

当行は、銀行の公共性に鑑み、健全経営と内部留保の充実に努めますとともに、安定的な配当の継続を実施することを利益配分に関する基本方針としております。

第122期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするため、本方針に基づき経営環境や業績の状況等を総合的に判断した結果、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金 銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株当たり 3.5円

総 額 367,827,964円

なお、第122期の中間配当金として3.5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当額は7円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日（金曜日）

(2) その他剰余金の処分にに関する事項

その他剰余金の処分につきましては、資本政策における機動性の確保を目的として、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 17,000,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 17,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

コーポレートガバナンスの強化および経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。	第4章 取締役および取締役会 (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

第3号議案 取締役10名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当行の取締役の任期は2年から1年となり、本総会終結の時をもって取締役全員（12名）が任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名				現在の当行における地位および担当	取締役会 出席状況	
1	なか 仲	だ 田	ひろ 裕	ゆき 之	再 任	取締役頭取 (秘書室（東京事務所を含む）、監査部、経営戦略室担当)	12／12回 (100%)
2	とみ 富	かわ 川	よし 善	もり 守	再 任	専務取締役 (資金運用部、営業統括部、個人ローン部、法人営業部、金融サービス部担当)	12／12回 (100%)
3	おぎ 荻	わら 原	たか 孝	し 志	再 任	常務取締役 (経営企画部、コンプライアンス統括部、人事部、総務部担当)	12／12回 (100%)
4	おお 大	はし 橋	しげ 重	のぶ 信	再 任	取締役 宇都宮東支店長委嘱	12／12回 (100%)
5	す 須	どう 藤	こう 幸	すけ 昌	新 任	執行役員 営業統括部埼玉エリア本部長	—
6	かめ 亀	おか 岡	あき 晶	こ 子	再 任	社外取締役	12／12回 (100%)
				社 外			
				独 立			
7	おお 大	たに 谷	やす 恭	ひさ 久	再 任	社外取締役	12／12回 (100%)
				社 外			
				独 立			
8	あら 荒	かわ 川	まさ 政	とし 利	再 任	社外取締役	12／12回 (100%)
				社 外			
				独 立			
9	よし 吉	ざわ 澤	いち 一	こ 子	再 任	社外取締役	10／10回 (100%)
				社 外			
				独 立			
10	たけ 竹	ざわ 澤	ひで 秀	き 樹	新 任	—	—
				社 外			
				独 立			



■ 所有する当行の株式数
34,400株

候補者番号

1

なか だ ひろ ゆき

仲田

裕之

(1965年4月29日生)

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2019年6月 当行取締役越谷支店長委嘱
2021年6月 当行取締役経営企画部長兼関連事業室長委嘱
2023年6月 当行常務取締役
2024年6月 当行取締役頭取（現任）
（秘書室（東京事務所を含む）、監査部、経営戦略室担当）

取締役候補者とした理由

1988年4月当行入行、東越谷支店長、宇都宮駅前支店長、法人営業部企業支援室長、管理部長を歴任、2019年6月取締役に就任し、越谷支店長、経営企画部長兼関連事業室長委嘱、2023年6月より常務取締役、2024年6月より取締役頭取を務め、銀行経営に関する豊富な業務知識・経験に基づき、当行の取締役としての確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数
22,500株

候補者番号

2

とみ かわ

富川

よし もり

善守

(1962年4月28日生)

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2019年7月 当行執行役員法人営業部長
2021年6月 当行取締役法人営業部長委嘱
2022年6月 当行常務取締役
2024年6月 当行専務取締役（現任）
（資金運用部、営業統括部、個人ローン部、法人営業部、金融サービス部担当）

取締役候補者とした理由

1985年4月当行入行、せんげん台支店長、兵庫塚支店長、氏家支店長、本店営業部副部長、大袋支店長、金融サービス部長、法人営業部長を歴任、2021年6月取締役に就任し、法人営業部長を委嘱、2022年6月より常務取締役、2024年6月より専務取締役を務め、銀行経営に関する豊富な業務知識・経験に基づき、当行の取締役としての確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数
11,000株

候補者番号

3

おぎ わら たか し
荻原 孝志 (1968年3月29日生)

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2019年6月 当行陽南支店長
2020年7月 当行執行役員陽南支店長
2021年6月 当行執行役員監査部長
2022年6月 当行取締役監査部長委嘱
2023年6月 当行取締役経営企画部長兼関連事業室長委嘱
2024年6月 当行常務取締役（現任）
（経営企画部、コンプライアンス統括部、人事部、総務部担当）

取締役候補者とした理由

1990年4月当行入行、小山支店長、吉川支店長、今市支店長、陽南支店長等を歴任、2020年7月執行役員に就任し、2021年6月執行役員監査部長、2022年6月に取締役に就任し監査部長委嘱、2023年6月より経営企画部長兼関連事業室長を委嘱、2024年6月より常務取締役に務め、銀行経営に関する豊富な業務知識・経験に基づき、当行の取締役としての的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数
22,510株

候補者番号

4

おお はし しげ のぶ
大橋 重信 (1966年7月21日生)

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2018年6月 当行栃木支店長
2020年7月 当行執行役員栃木支店長
2021年6月 当行執行役員越谷支店長
2023年6月 当行取締役宇都宮東支店長委嘱（現任）

取締役候補者とした理由

1985年4月当行入行、野木支店長、テクノポリス支店長、鹿沼支店長、栃木支店長を歴任、2020年7月執行役員に就任、2021年6月より執行役員越谷支店長、2023年6月取締役に就任し、宇都宮東支店長を委嘱され、その職務・職責を適切に果たしております。当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数
19,500株

候補者番号

5 す どう こう すけ
須藤 幸昌 (1972年11月29日生)

新 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2015年 4 月 当行日光支店長
2017年 4 月 当行大田原支店長
2021年 6 月 当行陽南支店長
2022年 7 月 当行執行役員陽南支店長
2023年 6 月 当行執行役員越谷支店長
2024年10月 当行執行役員営業統括部埼玉エリア本部長（現任）

取締役候補者とした理由

1995年4月当行入行、日光支店長、大田原支店長、陽南支店長を歴任、2022年7月執行役員に就任し、越谷支店長、営業統括部埼玉エリア本部長を務めております。当行職員として永きに亘り銀行業務に携わり、その経験を通して培った豊富な経験と知識により、経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数
14,600株

候補者番号

6 かめ おか あき こ
亀岡 晶子 (1979年3月4日生)

再 任

社 外

独 立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2006年10月 東京弁護士会に弁護士登録
2006年10月 露木・赤澤法律事務所入所
2011年 2 月 露木・赤澤法律事務所退所
2011年 2 月 栃木県弁護士会に弁護士登録
2011年 2 月 弁護士法人はたか総合法律事務所入所（現任）
2019年 6 月 当行社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

法務に精通した弁護士として培われた豊富な経験、高い見識および幅広い知識を有しております。当行の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、独立した客観的な立場で公正中立に取締役会の監督機能強化等に適切な役割を担い、社外取締役としての職務を遂行できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

亀岡晶子氏は、婚姻により氏名（旧姓 中西）変更しましたが、弁護士業務は旧姓で行っております。



■ 所有する当行の株式数
16,000株

候補者番号

7

おお たに

大谷

やす ひさ

恭久

(1958年2月27日生)

再 任

社 外

独 立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4 月 株式会社日本交通公社（現株式会社JTB）入社
2002年 2 月 株式会社JTB海外自由旅行センター所長兼株式会社ABI代表取締役社長
2006年 6 月 株式会社JTBワールドバケーションズ取締役営業企画部長
2011年 6 月 同 常務取締役商品本部長
2012年 4 月 株式会社JTB執行役員旅行事業本部長
2012年 6 月 同 取締役旅行事業本部長
2014年 4 月 同 取締役兼株式会社JTB国内旅行企画代表取締役社長
2014年 6 月 同 常務取締役兼株式会社JTB国内旅行企画代表取締役社長
2018年 6 月 同 常務取締役グループカルチャー改革担当、CISO
2019年 6 月 同 常務執行役員グループカルチャー改革担当、CISO
2020年 4 月 同 常務執行役員
2020年 6 月 同 常務執行役員（退任）
2021年 6 月 当行社外取締役（現任）
2024年 4 月 株式会社観光経済新聞社特別顧問地域活性化担当（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

株式会社JTBの常務取締役兼株式会社JTB国内旅行企画代表取締役社長等を務めた経歴を持ち、グローバル企業の経営・営業企画、人事管理等幅広く実績を有しております。会社経営における深い知識、経験等に基づき、当行の持続的成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、独立した客観的な立場で公正中立に取締役会の監督機能強化等に適切な役割を担い、社外取締役としての職務を遂行できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。



所有する当行の株式数
18,200株

候補者番号

8

あら かわ

荒川

まさ とし

政利

(1955年8月29日生)

再 任

社 外

独 立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4 月 栃木県庁入庁
2012年 4 月 同 県民生活部危機管理監
2014年 4 月 同 産業労働観光部長
2016年 3 月 同 定年退職
2016年 4 月 公益財団法人栃木県体育協会理事長
2019年 3 月 同 退任
2019年 4 月 栃木県教育委員会教育長
2022年 3 月 同 退任
2022年 6 月 当行社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

1979年4月栃木県庁入庁、栃木県産業労働観光部長、栃木県教育委員会教育長等、地方自治の執行に係る要職を歴任しました。地方自治の執行者として培われた豊富な経験および高い見識を有しており、自らの知見に基づいて、当行の持続的成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、独立した客観的な立場で公正中立に取締役会の監督機能強化等に適切な役割を担い、社外取締役としての職務を遂行できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。



所有する当行の株式数
1,300株

候補者番号

9

よし ざわ

吉澤

いち こ

一子

(1970年8月1日生)

再 任

社 外

独 立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年10月 中央監査法人（現PwCJapan有限責任監査法人）入所
1999年8月 同 退所
2000年6月 大和証券SBキャピタル・マーケット株式会社（現大和証券株式会社）入社
2001年6月 同 退職
2001年7月 金融庁検査局入庁（非常勤）
2002年4月 同 検査局任期付職員
2003年6月 同 任期満了
2003年9月 公認会計士登録 東京会所属
2003年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2016年12月 同 退所
2017年2月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
2021年8月 同 退所
2021年9月 株式会社吉澤会計事務所開設
2024年4月 亜細亜大学経済学部講師（非常勤）（現任）
2024年6月 当行社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

1996年10月に監査法人入所、証券会社、大手監査法人勤務等を経て、2021年9月会計事務所を開設。公認会計士として財務・会計に関する専門的知見および、金融機関の監査に関する経験を有しております。当行の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、独立した客観的な立場で公正中立に取締役会の監督機能強化等に適切な役割を担い、社外取締役としての職務を遂行できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。



所有する当行の株式数
0株

候補者番号

10

たけ ざわ

竹澤

ひで き

秀樹

(1963年8月19日生)

新任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 日本銀行入行
2010年9月 同 前橋支店長
2012年5月 同 横浜支店長
2014年6月 同 業務局参事役
2015年5月 同 仙台支店長
2017年6月 同 検査室検査役
2019年6月 同 退職
2019年7月 公益社団法人日本証券アナリスト協会参与
2019年8月 同 事務局長
2021年8月 同 理事事務局長
2024年6月 同 退任
2024年6月 東京証券信用組合専務理事（現任）
2025年6月 同 退任（同年6月18日退任予定）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

日本銀行入行後、前橋支店長、横浜支店長、仙台支店長等を務め、地域金融に対する豊富な実務経験を有しております。また、公益社団法人日本証券アナリスト協会理事事務局長、東京証券信用組合専務理事を歴任し、金融全般における専門的な知見を有しております。当行の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、独立した客観的立場で公正中立に取締役会の監督機能強化等に適切な役割を担い、経営に貢献することができる人物と判断し、社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 亀岡晶子氏、大谷恭久氏、荒川政利氏、吉澤一子氏、竹澤秀樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 亀岡晶子氏の社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって、6年であります。
大谷恭久氏の社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって、4年であります。
荒川政利氏の社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって、3年であります。
吉澤一子氏の社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって、1年であります。
4. 亀岡晶子氏、大谷恭久氏、荒川政利氏、吉澤一子氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。なお、竹澤秀樹氏についても、独立役員として届け出る予定であります。
5. 当行は亀岡晶子氏、大谷恭久氏、荒川政利氏、吉澤一子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、亀岡晶子氏、大谷恭久氏、荒川政利氏、吉澤一子氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、竹澤秀樹氏の社外取締役就任のご承認をいただいた場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行取締役を含む被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求など、保険会社が保険金を支払わない事由に該当する場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

以 上

【ご参考】取締役および監査役のスキルマトリックス (本総会において各候補者が選任された場合)

当行は、取締役会の多様性を重視し、取締役会全体としての知識・経験・能力・専門分野のバランスを考慮しております。

取締役会は経営を適切に監督するため、社内においては、コーポレートガバナンス/経営戦略、営業、融資審査、市場運用、コンプライアンス/リスク管理、人事、DX/システムの各項目でスキルを有する取締役・監査役を選任しております。社外取締役・社外監査役については、地域金融機関として、経営/組織運営、法令/法務、金融、地方創生、財務/会計のスキルを期待して選任しております。なお、下記は取締役・監査役が有する全ての担当・経験・専門性を表すものではありません。

【社内取締役・社内監査役】

氏 名	当行における 地位	スキル項目						
		コーポレート ガバナンス/ 経営戦略	営業	融資審査	市場運用	コンプライアンス /リスク管理	人事	DX/システム
仲 田 裕 之	取締役頭取 (代表取締役)	●	●	●	●	●	●	
富 川 善 守	専務取締役		●	●	●		●	●
荻 原 孝 志	常務取締役	●	●	●	●	●	●	
大 橋 重 信	取締役		●	●				
須 藤 幸 昌	取締役		●	●				
福 田 稔	監査役		●	●				
石 渡 教 夫	監査役		●	●		●	●	●

【社外取締役・社外監査役】

氏 名	当行における 地位	独 立	当行が期待するスキル項目				
			経営/組織運営	法令/法務	金融	地方創生	財務/会計
亀 岡 晶 子	社外取締役	○		●			
大 谷 恭 久	社外取締役	○	●			●	
荒 川 政 利	社外取締役	○	●			●	
吉 澤 一 子	社外取締役	○			●		●
竹 澤 秀 樹	社外取締役	○	●		●		
須 賀 英 之	社外監査役	○	●		●	●	
宮 内 豊	社外監査役	○	●		●		●

スキル項目の定義

銀行経営上、特に重要な分野・項目	
コーポレートガバナンス/経営戦略	企業統治に関する経験・知識を有し、経営戦略における適正な判断ができる。
営業	営業に関する経験・知識を有し、営業戦略に関する適正な判断ができる。
融資審査	融資審査に関する経験・知識を有し、適正な与信判断ができる。
市場運用	市場運用に関する経験・知識を有し、適正な投資判断ができる。
コンプライアンス/リスク管理	コンプライアンス/リスク管理に関する経験・知識を有し、適正なリスクマネジメントができる。
人事	人事に関する知識・経験を有し、人事施策における適正な判断ができる。
DX/システム	DX、システムに関する経験・知識を有し、DX戦略に関する適正な判断ができる。

銀行経営を補完するために、より専門的な知識もしくは外部目線による客観的な助言・監督が必要な項目	
経営/組織運営	組織運営に関する知見を有し、組織運営における適正な助言・監督ができる。
法令/法務	企業法務に関する専門性を有し、業務執行における適法性を監督できる。
金融	金融に関する知見を有し、業務執行における適正な助言・監督ができる。
地方創生	地方創生に関する知見を有し、業務執行における適正な助言・監督ができる。
財務/会計	財務や会計に関する知見を有し、業務執行における適正な助言・監督ができる。

【ご参考】 社外役員独立性判断基準

会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、以下を満たすものを当行グループから独立性を有しないものとする。

1. 当行グループの業務執行者（過去10年）
2. 当行の大株主（議決権ベース10%以上）またはその業務執行者（過去5年）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当行の主要な取引先の業務執行者（以下、「主な取引先」とする基準）
 - a. 当行グループからの借入金残高が当行グループの融資残高の2%以上を占めている先（但し、地方公共団体を除く）（過去1年）
 - (2) 当行を主要な取引先とする者の業務執行者（以下、「主な取引先」とする基準）
 - a. 当行の融資メインシェア先で、かつ債務者区分が要管理先以下であるなど当行以外の金融機関からの資金調達が困難であると考えられる先（過去1年）
 - b. 当行グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上高の10%を超える先（過去1年）
 - c. 当行グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する先（過去1年）
4. 当行グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士（過去5年）
5. 当行グループから役員報酬以外に年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士等の専門家（過去5年）
6. 当行グループから年間10百万円を超える寄付を受けている者（過去5年）
7. 近親者が上記1から6までのいずれか（4及び5を除き、重要な者に限る）に該当する者（過去5年）

※ 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。（監査役は含まない。）

※ 重要な者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

第122期事業報告

2024年4月1日から2025年3月31日まで

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

《主要な事業内容》

当行は、栃木県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、本店のほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務を中心に、商品有価証券売買業務、証券投資信託の窓口販売業務、生損保商品の窓口販売業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び付帯業務等を行い、地域のお客様に幅広い金融商品・サービスを提供しております。

《金融経済環境》

当期の経済環境は、2024年3月に日本銀行によるマイナス金利政策の解除を受け「金利のある世界」としてスタートいたしました。企業の賃上げの動きと家計の消費意欲の高まり等を背景に、2度の政策金利の利上げが決定されるなか、国内経済は底堅く回復を続けてきました。

一方で、ウクライナや中東情勢、人手不足問題をはじめ資源・エネルギー価格の高止まりによる影響が長期化するなか、2025年1月に発足した米国の新政権による高関税政策による影響は、世界各国のほか、日本においても幅広い産業に及ぶとみられ、今後の金融経済環境の見通しは高度に不確実な状況が続くものとなっております。

当行の主たる営業基盤である栃木県ならびに埼玉県経済においても同様の影響が懸念され、地域経済の先行きについても一層不透明な状況となっております。

金融情勢では、ドル円為替相場は日米金利差から4月に1ドル160円台まで下落しましたが、日米の金融政策の変更もあり9月には一時139円台まで上昇しました。その後、米国景気や日米金融政策の見通しなどから円安基調で推移しました。

日本の長期金利（10年国債利回り）では、堅調な国内景気を背景に1%台で推移しましたが、2025年に入ると昨年に続き賃上げが実施される見通しが強まるとともに、再度、日本銀行による利上げ観測が強まるなか、3月には1.59%台まで上昇しました。

株式相場では、円安を追い風に上場企業が過去最高益を更新し、2024年7月11日には日経平均株価の終値は史上最高値の42,426円となりました。2025年に入ると米国半導体株式の下落や、米国の関税政策の影響から大幅下落し、3月末の日経平均株価終値は35,617円で終わりました。

《事業の経過及び成果》

このような経済・金融情勢の下、2023年4月にスタートさせた第11次中期経営計画の2年目となる当期の業績は次のとおりとなりました。

主要勘定につきましては、預金の期末残高は、個人預金の増加等により前期比92億円増加し3兆1,211億円となりました。貸出金の期末残高は、個人・中小企業向け及び中堅・大企業向け貸出の増加等により、前期比1,323億円増加し2兆1,928億円となりました。有価証券の期末残高は、ポートフォリオの入替を加速したことに伴い売却損を計上した結果、前期比2,331億円減少し3,763億円となりました。

経常収益につきましては、貸出金利息及び役務取引等収益は増加しましたが、有価証券利息配当金が減少したことにより前期比1億68百万円減少の400億96百万円となりました。

経常費用につきましては、国債等債券売却損の計上や預金利息の増加等により前期比273億58百万円増加の641億60百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比275億26百万円減少の△240億64百万円、当期純利益は前期比242億47百万円減少の△224億91百万円となりました。

《対処すべき課題》

当行を取り巻く経済環境は、日本銀行によるマイナス金利政策の解除により「金利のある世界」となるなか、海外情勢や資源・エネルギー価格の高騰等、米国の関税政策の影響などにより、経済先行きは不透明な状況にあります。また少子高齢化の進展と金融デジタル化の進展をはじめとする外部環境の変化により、他金融機関との競争激化が予想されるなど、経営環境は大きく変化しております。

このような中、2023年4月よりスタートさせた第11次中期経営計画では、当行グループ全組織、全役職員の判断や行動における軸として、「パーパス」（困りごとを「ありがとう」に変えながら、笑顔と幸せを守りつづける）を制定しております。同計画では、「収益力強化」、「体制強化」、「人的資本投資の強化」の3つの基本戦略をもとに「新たな価値提供の実現」を目指してまいります。

そして、10年後の目指す姿としての「長期ビジョン」（「リレーション」と「ソリューション」で地域の未来を共創する企業グループ）を定めております。

この「長期ビジョン」実現のためには、より盤石な経営基盤を作る必要があります。そのため、当行の資本コストや資本収益性を的確に把握するとともに、改善に向けた取組みを進め、企業価値向上を図っていかねばなりません。

これらの取組みにより当行は、お客様の安定した資産形成や、企業の持続的な事業価値の維持・向上に貢献するなど、お客様の人生や経営にとってなくてはならない存在を目指してまいります。

また当行は、SDGs・ESGと企業活動の整合性を高め、環境・地域社会・経済へのインパクトを考慮した経営を実践し、地域社会と当行グループの持続可能性を確保していくため、2021年12月に制定した「サステナビリティ方針」に基づき、持続的に地域社会の発展・成長と当行の企業価値向上を推進する取組みを行っています。

（サステナビリティ方針）

栃木銀行グループは、「経営理念」に基づく企業活動を通じて、環境や社会課題を考慮した地域経済の好循環サイクルを追求し、地域社会と全てのステークホルダーの持続的な発展に貢献するとともに、当行グループの継続的な企業価値の向上を実現します。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預金	3,017,387	3,058,485	3,111,935	3,121,185
定期性預金	964,974	913,263	853,811	813,650
その他	2,052,413	2,145,222	2,258,124	2,307,535
貸出金	1,955,198	2,031,741	2,060,553	2,192,877
個人向け	642,581	654,939	659,808	665,741
中小企業向け	842,019	862,228	895,703	931,261
その他	470,597	514,573	505,041	595,874
商品有価証券	15	7	4	4
有価証券	606,964	620,626	609,475	376,366
国債	167,386	192,205	148,226	207,202
その他	439,577	428,421	461,249	169,164
総資産	3,501,451	3,262,940	3,293,396	3,312,479
内国為替取扱高	6,806,167	6,970,355	6,978,236	7,445,627
外国為替取扱高	百万ドル 62	百万ドル 18	百万ドル 5	百万ドル 65
経常利益又は経常損失(△)	4,412	4,362	3,462	△24,064
当期純利益又は当期純損失(△)	3,098	2,223	1,756	△22,491
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	円 銭 29 67	円 銭 21 45	円 銭 16 96	円 銭 △217 02

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,346人
平均年齢	40年8月
平均勤続年数	18年1月
平均給与月額	400千円

注1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
栃 木 県	62	(3)
埼 玉 県	17	(1)
群 馬 県	2	(ー)
東 京 都	1	(ー)
茨 城 県	1	(ー)
合 計	83	(4)

注. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を111ヵ所(足利銀行との共同ATM17ヵ所含む) 設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

ハ. 当年度廃止営業所

該当ありません。

注. 当年度において次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

・大田原支店	美原	(栃木県大田原市)
・武里支店	ダイソー春日部武里店	(埼玉県春日部市)
・大袋支店	大袋駅前	(埼玉県越谷市)
・蒲生支店	蒲生駅	(埼玉県越谷市)
・宝積寺支店	高根沢町役場	(栃木県塩谷郡)
・小金井支店	小金井中央病院	(栃木県下野市)
・氏家支店	草川	(栃木県さくら市)

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	4,282
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
本店建替	2,867
越谷支店移転新築	658
足利支店移転新築	138
小山支店移転新築	151

注1. 上記金額には建設仮勘定からの支出を含めた当事業年度末の支出累計額を記載しております。

2. 本店建替の完成時期は2026年8月を予定しております。

3. 越谷支店の移転新築の完成時期は2025年10月を予定しております。

4. 足利支店の移転新築の完成時期は2025年10月を予定しております。

5. 小山支店の移転新築の完成時期は2025年11月を予定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等 の議決権比率	その他
株式会社とちぎん ビジネスサービス	宇都宮市鶴田町字滝の 原3333番地5	物品運送業務等	20 ^{百万円}	100 [%]	
株式会社とちぎん 集中事務センター	宇都宮市鶴田町字滝の 原3333番地6	営業店整理事務の集中管 理業務等	10	100	
株式会社とちぎん カード・サービス	宇都宮市江野町 1番12号	クレジットカード業務等	20	100	
株式会社とちぎん リーシング	宇都宮市松が峰1丁目 3番20号	リース業務・保証業務	30	49.66	
とちぎんTT証券 株式会社	宇都宮市池上町 4番4号	金融商品取引業	1,001	60	
株式会社クリーン エナジー・ソリュ ーションズ	宇都宮市松が峰1丁目 3番20号	再生可能エネルギー発電 事業及びその他管理・運 営販売等業務	50	85.01	

注1. 上記の重要な子会社等の資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度の経常収益は45,087百万円（前連結会計年度比0.41%減）となりました。また、経常利益は△23,641百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は△22,328百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀36行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀36行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連552（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀36行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、SCS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. セブン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. イオン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込のサービスを行っております。
7. ローソン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
8. イーネットとの提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2024年度末現在)

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職	その他
黒 本 淳之介	取締役会長 (代表取締役)			
仲 田 裕 之	取締役頭取 (代表取締役)	秘書室・監査部・経営戦略室担当		
猪 俣 佳 史	取締役副頭取	リスク統括部・事業支援部・審査部・個人ローン審査室・資産査定室・管理部・事務システム部担当		
富 川 善 守	専務取締役	資金運用部・営業統括部・個人ローン部・法人営業部・金融サービス部担当		
荻 原 孝 志	常務取締役	経営企画部・コンプライアンス統括部・人事部・総務部担当		
砂 山 直 久	取締役 コンプライアンス統括部長			
大 橋 重 信	取締役 宇都宮東支店長			
亀 岡 晶 子	取締役 (社外取締役)		弁護士	
関 根 淳	取締役 (社外取締役)			
大 谷 恭 久	取締役 (社外取締役)			
荒 川 政 利	取締役 (社外取締役)			
吉 澤 一 子	取締役 (社外取締役)		公認会計士	
福 田 稔	常勤監査役			
石 渡 教 夫	常勤監査役			
須 賀 英 之	監査役 (社外監査役)		学校法人 理事長	
宮 内 豊	監査役 (社外監査役)			注3
(当年度中に退任した役員)				
橋 本 佳 明	専務取締役	2024年6月27日退任（任期満了）		
西 江 章	監査役 (社外監査役)	2024年6月27日退任（任期満了）		

注1. 取締役 亀岡晶子、関根淳、大谷恭久、荒川政利及び吉澤一子の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

注2. 監査役 須賀英之及び宮内豊の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 社外監査役である宮内豊氏は大蔵省（現財務省）に入省後、関東信越国税局長等の要職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外取締役である亀岡晶子、関根淳、大谷恭久、荒川政利、吉澤一子並びに社外監査役である須賀英之、宮内豊の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。
5. 当年度中に退任した役員の地位は退任時のものです。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。当行の取締役の報酬は、取締役に相応しい人材の確保・維持ならびに、業績と持続的な企業価値及び企業価値の向上にむけ、貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いる相応しいものとしております。取締役に対する報酬は、「基本報酬（固定）」、「業績連動報酬（賞与）」、「業績連動型報酬（株式）」で構成されております。また、社外取締役に対する報酬は、業務執行から独立した立場を勘案し「基本報酬（固定）」のみを支払うこととしております。取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続きの両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとしております。

報酬等の種類ごとの比率の目安、および決定方針の決定方法は、職位の責務、他行の動向等を踏まえて決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、透明性及び公平性を高めるため、ガバナンス会議での諮問を経て、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議において決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当行取締役の「基本報酬（固定）」及び「業績連動報酬（賞与）」は、2007年6月28日開催の第104期定時株主総会で決議された限度額300百万円（年額）の範囲において、基本報酬（固定）は職位の責務に応じ、毎年の業績や財務状況等を総合的に勘案し決定、また「業績連動報酬（賞与）」については、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする業績連動報酬にて決定しております。

第104期定時株主総会終結時点の取締役の員数は、14名です。

また、「業績連動型株式報酬制度」による報酬額は、2022年6月29日開催の第119期定時株主総会にて、取締役（社外取締役を除く）には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与され、取締役（社外取締役を除く）に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、220,000ポイントを上限として決定しております。

第119期定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、8名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	対象となる 役員の員数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	13名 (5名)	175 (19)	134 (19)	— (—)	40 (—)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	38 (8)	38 (8)	—	—

- 注1. 上記の支給人数には、当該事業年度中に退任した取締役1名及び社外監査役1名が含まれております。
2. 親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする業績連動報酬制度を導入しており、業績連動報酬等の内訳は下記のとおりです。
該当ありません。
3. 非金銭報酬等の内訳は下記のとおりです。
・取締役に対する株式給付信託に関する報酬等の額 40百万円
4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与27百万円、賞与10百万円を支払っております。
5. 監査役の報酬は、1993年6月29日開催の第90期定時株主総会にて、48百万円（年額）以内と決議頂いております。
第90期定時株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

④ 業績連動報酬等に関する事項

【業績連動報酬】

事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成度合いで算出された額を上限に職位の責務に応じて賞与として毎年、一定の時期に支給しております。

【業績連動型株式報酬】

当行の取締役（社外取締役を除く）の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入しております。当該制度の内容は、「⑤非金銭報酬等の内容」に記載のとおりです。

⑤ 非金銭報酬等の内容

当行は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」という。）を、2022年6月29日開催の第119期定時株主総会における承認を経て導入しております。

（本制度の概要）

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

（信託金額）

2023年3月末日で終了する事業年度から5事業年度（以下、当該事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当行株式等の給付を行うため、本信託による当行株式の取得の原資として500百万円を上限とした資金を本信託に拠出しております。

（本信託に残存する当行株式）

本信託に残存する当行株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当事業年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、411百万円及び1,427千株であります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
亀 岡 晶 子	社外取締役は、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
関 根 淳	同上
大 谷 恭 久	同上
荒 川 政 利	同上
吉 澤 一 子	同上
須 賀 英 之	社外監査役は、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
宮 内 豊	同上

(4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当ありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行及び子会社の取締役及び監査役、並びに当行が採用する執行役員制度上の執行役員	当行は保険会社との間で、当行及び当行の子会社の取締役及び監査役並びに当行が採用する執行役員制度上の執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。 なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況	銀行と兼職先法人等との関係
須賀 英之	学校法人須賀学園 理事長	取引先（預金取引有）

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
亀岡 晶子	5年9ヵ月	当期開催の取締役会12回のうち全てに出席しております。	弁護士として培われた豊富な経験と専門的知見に基づき、取締役会において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・助言を行っております。
関根 淳	3年9ヵ月	当期開催の取締役会12回のうち全てに出席しております。	銀行業務・会社経営における豊富な知識と経験に基づき、取締役会において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・助言を行っております。
大谷 恭久	3年9ヵ月	当期開催の取締役会12回のうち全てに出席しております。	会社経営・営業企画・地方創生における豊富な知識と経験に基づき、取締役会において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・助言を行っております。また、部室長を対象とした会議で講話を行いました。
荒川 政利	2年9ヵ月	当期開催の取締役会12回のうち全てに出席しております。	地方行政等に長年携わった豊富な知識と経験に基づき、取締役会において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・助言を行っております。
吉澤 一子	9ヵ月	社外取締役就任後に開催の取締役会10回のうち全てに出席しております。	公認会計士として財務・会計に関する専門的知見および、金融機関の監査に関する経験を有しており、取締役会において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・助言を行っております。
須賀 英之	4年9ヵ月	当期開催の取締役会12回のうち全てに出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち11回に出席しております。	銀行業務・会社経営における豊富な知識と経験に基づき、中立公正な立場で取締役会等において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・提言を行っております。
宮内 豊	9ヵ月	社外監査役就任後に開催の取締役会10回のうち全てに出席し、また、社外監査役就任後に開催の監査役会9回のうち8回に出席しております。	銀行業務・会社経営における豊富な知識と経験に基づき、中立公正な立場で取締役会等において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・提言を行っております。

注. 社外役員は任意の委員会であるガバナンス会議にも参加しております。なお、会議の議長は社外役員が務めております。

(3) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 212,000千株
発行済株式の総数 109,608千株

注. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

14,138名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,602	11.99
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,068	4.82
栃木銀行行員持株会	4,408	4.19
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,404	4.19
高橋 慧	2,131	2.02
株式会社東和銀行	2,010	1.91
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,445	1.37
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	1,427	1.35
明治安田生命保険相互会社	1,409	1.34
住友生命保険相互会社	1,409	1.34

- 注 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（4,514千株）を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 上記の発行済株式より除く自己株式には、株式給付信託（BBT）に基づき株式会社日本カストディ銀行が保有する当行株式1,427千株は含まれておりません。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（千株） （株式の種類及び種類ごとの数）
取締役（社外取締役を除く）	1人	普通株式 123
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- 注 1. 記載株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行は、株式給付信託（BBT）による業績連動型株式報酬制度を導入しております。上記には、2024年6月27日開催の第121期株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の株式の数を記載しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 百瀬 和政 指定有限責任社員 業務執行社員 野坂 京子	73	(会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由) 監査役会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

3. 当行、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く）が会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は84百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当該方針は特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、「行是」「経営理念」の精神を尊重し、「取締役行動規準（取締役会規程付則）」「取締役の責務（コンプライアンス・マニュアル）」等を具体的な行動規範として活用する。
- ② コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する統括部署を定め、コンプライアンス体制の整備・維持を図る。
- ③ 「法令等遵守規程」をはじめとするコンプライアンス関係規程や本支店の組織体制を整備し、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、全職員にコンプライアンスの重要性について徹底する。
- ④ 事業年度毎の具体的な「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス活動を実施する。
- ⑤ 不正行為に関する通報を受け付ける内部通報制度を設け、業務の健全性・適切性を確保する。
- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、断固として対決し、関係を遮断するための体制を整備する。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当行の保有する全ての情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティポリシー」を定める。
- ② 取締役の職務執行に関する情報については、法令及び「文書取扱要領（文書の保存及び管理に関する当行要領）」等に基づき、取締役会議事録及びその他の文書等を保存・管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理基本規程」をはじめとするリスク管理規程体系を整備する。
- ② 各種リスクの種類毎に管理担当部署を定め、リスク特性に応じた管理体制を構築し、総合的な管理を行う統括部署を定める。
- ③ 取締役会及び経営会議等では、定期的に報告を受けるとともに必要な決定を行う。
- ④ 大規模災害等の不測の事態を想定した「コンティンジェンシープラン」等を策定し、業務継続性確保のための体制を整備・構築する。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 意思決定の迅速化とプロセスの明確化を確保するため「経営会議」等を設置し、重要事項についての意思決定を効率的に行う体制を構築する。
- ② 執行役員制度により、経営意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能を分離し、経営機能と業務執行機能の双方の強化、迅速化を図る。
- ③ 「業務分掌規程」・「職務権限規程」を制定し業務執行における各職位の権限と責任を明確にし、効率的な職務執行体制を構築する。

(5) 次に掲げる体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当行の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ・ 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当行の子会社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当行の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当行及び子会社から成る企業集団（以下、当行グループ）における業務の適正を確保するため、「関連会社管理規程」に基づき、当行主管部が協議・報告を受けるとともに、関連会社業務の執行に際して適切な管理・指導を行う体制とする。
 - ② 当行のコンプライアンス規程等に準じて諸規程を定め、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、当行グループとして適正な体制が確保されるように努める。

(6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、適正な人員を配置し補助業務への従事体制を確保する。
- ② 当該使用人の人事に関する事項については監査役の同意を得る。
- ③ 必要に応じて内部監査部門を中心とした関係各部門がサポートする体制を構築する。

(7) 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

- ① 監査役の要請に応じて監査に必要な報告及び情報提供を行う体制を構築する。
- ② 業務の健全性・適切性を確保するため、内部通報制度等に基づき、監査役へ報告する。
- ③ 内部通報制度に基づき報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築する。

(8) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役に対する内部監査部門をはじめ各部門の協力補助体制を構築する。
- ② 監査役は、取締役会・経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる事が出来る体制を構築する。
- ③ 監査役がその職務の執行について、当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署においてその効率性及び適正性に留意し、速やかに当該費用等を処理する。
- ④ その他、取締役及び使用人は「監査役会規程」・「内部統制システムに係る監査の実施基準」に定めのある事項を尊重する。

また、当期（2024年4月から2025年3月まで）中における内部統制決議の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行は、当期コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス活動を実施しました。また、コンプライアンス委員会を当期12回開催し、コンプライアンス体制の整備・維持を図りました。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当行ではセキュリティポリシー及び文書取扱要領等に則り、取締役会議事録等の文書を保存・管理しました。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ALM委員会等では、各リスク管理所轄部署から定期的に各種リスクの状況等の報告を受け必要な決定を行っております。当期はALM委員会を14回開催しました。

2017年6月、有価証券等の運用における安定収益の持続的な確保とガバナンス強化を図るため、ALM委員会の機能を一部移管した市場運用委員会を新設し、当期は市場運用委員会を33回開催しました。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当期において経営会議を57回開催し、所定の事項について効率的な意思決定を行いました。

ガバナンス会議においては当期4回開催し、社外取締役及び社外監査役が取締役会における議論に積極的に貢献するために独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を行いました。

また、サステナビリティ推進委員会を当期2回開催しました。これは当行のサステナビリティに係る課題への対応を経営の重要事項として取組むために、具体策を検討・策定するとともに実施状況の把握と効果検証を行い、経営理念とサステナビリティ方針を実現することを目的としています。

(5) 当行の子会社の諸体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は定期的に子会社・関連会社と意見交換会を開催しており（当期4回開催）、業務の執行に際して適切な管理・指導を行いました。

(6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当行は、監査役の監査業務の強化を目的として監査役室を設置しており、監査職務を円滑に執行し、且つ内部監査部門との連携強化のため、監査部の職員1名を監査役室兼任として配置しております。

(7) 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

2015年10月より行内通報窓口として常勤監査役を追加し、さらに2019年1月より社外監査役2名を追加し、コンプライアンス体制を強化しております。

(8) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行の監査役は、当期中の取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を直接確認しました。

また、当行の監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換のための会議を行い、相互の連携を図りました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第122期末貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
現金預け金	696,978
現金	53,190
預け金	643,788
コールローン	973
商品有価証券	4
商品国債	4
金銭の信託	513
有価証券	376,366
国債	207,202
地方債	65,297
社債	52,566
株式	11,876
その他の証券	39,423
貸出金	2,192,877
割引手形	2,392
手形貸付	74,804
証書貸付	1,974,961
当座貸越	140,719
外国為替	745
外国他店預け	745
その他資産	13,709
未収収益	2,878
その他の資産	9,214
金融派生商品	1,615
有形固定資産	22,634
建物	5,696
土地	12,051
リース資産	183
建設仮勘定	3,958
その他の有形固定資産	743
無形固定資産	1,099
ソフトウェア	943
リース資産	29
その他の無形固定資産	127
前払年金費用	6,638
繰延税金資産	8,150
支払承諾見返	2,326
貸倒引当金	△10,539
資産の部合計	3,312,479

科 目	金 額
(負債の部)	
預金	3,121,185
当座預金	73,759
普通預金	2,188,259
貯蓄預金	37,437
通知預金	288
定期預金	805,095
定期積金	7,190
その他の預金	9,155
譲渡性預金	1,000
借入金	30,000
借入金	30,000
その他負債	16,356
未払法人税等	47
未払費用	1,375
前受収益	1,217
給付補填備金	1
金融派生商品	223
金融商品等受入担保金	1,945
リース債務	207
その他の負債	11,337
賞与引当金	735
退職給付引当金	36
役員株式給付引当金	169
睡眠預金払戻損失引当金	247
偶発損失引当金	419
再評価に係る繰延税金負債	857
支払承諾	2,326
負債の部合計	3,173,335
(純資産の部)	
資本金	27,408
資本剰余金	26,150
資本準備金	26,150
利益剰余金	94,054
利益準備金	1,745
その他利益剰余金	92,308
別途積立金	106,987
繰越利益剰余金	△14,678
自己株式	△2,288
株主資本合計	145,325
その他有価証券評価差額金	△6,627
繰延ヘッジ損益	1,108
土地再評価差額金	△661
評価・換算差額等合計	△6,181
純資産の部合計	139,144
負債及び純資産の部合計	3,312,479

第122期損益計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益	40,096	
資金運用収益	27,089	
貸出金利息	22,684	
有価証券利息配当金	2,531	
コールローン利息	48	
預け金利息	1,821	
その他の受入利息	3	
役務取引等収益	9,190	
受入為替手数料	1,493	
その他の役務収益	7,696	
その他業務収益	868	
外国為替売買益	0	
国債等債券売却益	503	
その他の業務収益	364	
その他経常収益	2,949	
償却債権取立益	683	
株式等売却益	1,515	
金銭の信託運用益	3	
その他の経常収益	747	
経常費用	64,160	
資金調達費用	2,368	
預金利息	1,870	
譲渡性預金利息	1	
債券貸借取引支払利息	310	
借入金利息	20	
金利スワップ支払利息	163	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	4,310	
支払為替手数料	149	
その他の役務費用	4,161	

科 目	金 額	
その他業務費用	31,832	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	31,632	
金融派生商品費用	110	
その他の業務費用	88	
営業経費	20,306	
その他経常費用	5,342	
貸倒引当金繰入額	102	
貸出金償却	1,104	
株式等売却損	3,753	
その他の経常費用	382	
経常損失	24,064	
特別利益	60	
固定資産処分益	60	
特別損失	18	
固定資産処分損	18	
税引前当期純損失	24,022	
法人税、住民税及び事業税	174	
法人税等調整額	△1,706	
法人税等合計	△1,531	
当期純損失	22,491	

連結貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
現金預け金	699,674
コールローン及び買入手形	973
商品有価証券	4
金銭の信託	513
有価証券	373,527
貸出金	2,189,275
外国為替	745
その他資産	30,598
有形固定資産	25,168
建物	5,773
土地	12,103
建設仮勘定	4,117
その他の有形固定資産	3,174
無形固定資産	1,152
ソフトウェア	991
その他の無形固定資産	161
退職給付に係る資産	15,507
繰延税金資産	5,417
支払承諾見返	2,326
貸倒引当金	△10,978
資産の部合計	3,333,907

科 目	金 額
(負債の部)	
預金	3,117,583
譲渡性預金	1,000
借入金	33,364
その他負債	23,690
賞与引当金	844
役員賞与引当金	9
退職給付に係る負債	279
役員退職慰労引当金	7
役員株式給付引当金	169
睡眠預金払戻損失引当金	247
偶発損失引当金	419
特別法上の引当金	14
再評価に係る繰延税金負債	857
支払承諾	2,326
負債の部合計	3,180,813
(純資産の部)	
資本金	27,408
資本剰余金	30,036
利益剰余金	96,419
自己株式	△2,288
株主資本合計	151,576
その他有価証券評価差額金	△6,618
繰延ヘッジ損益	1,108
土地再評価差額金	△661
退職給付に係る調整累計額	6,084
その他の包括利益累計額合計	△87
非支配株主持分	1,604
純資産の部合計	153,093
負債及び純資産の部合計	3,333,907

連結損益計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益	45,087	
資金運用収益	27,089	
貸出金利息	22,696	
有価証券利息配当金	2,517	
コールローン利息及び買入手形利息	48	
預け金利息	1,821	
その他の受入利息	5	
役務取引等収益	10,389	
その他業務収益	1,498	
その他経常収益	6,110	
償却債権取立益	684	
その他の経常収益	5,426	
経常費用	68,728	
資金調達費用	2,424	
預金利息	1,870	
譲渡性預金利息	1	
債券貸借取引支払利息	310	
借入金利息	76	
その他の支払利息	165	
役務取引等費用	4,087	
その他業務費用	31,840	
営業経費	22,670	
その他経常費用	7,705	
貸倒引当金繰入額	126	
その他の経常費用	7,579	
経常損失	23,641	
特別利益	68	
固定資産処分益	68	

科 目	金 額	
特別損失	21	
固定資産処分損	19	
金融商品取引責任準備金繰入額	1	
税金等調整前当期純損失	23,593	
法人税、住民税及び事業税	374	
法人税等調整額	△1,696	
法人税等合計	△1,322	
当期純損失	22,271	
非支配株主に帰属する当期純利益	57	
親会社株主に帰属する当期純損失	22,328	

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社 栃木銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和政
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 野坂 京子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社栃木銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社 栃木銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和政
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 野坂 京子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社栃木銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社栃木銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

株 式 会 社	梶 木 銀 行	監査役会
常勤監査役	福 田 稔	Ⓐ
常勤監査役	石 渡 教 夫	Ⓐ
社外監査役	須 賀 英 之	Ⓐ
社外監査役	宮 内 豊	Ⓐ

以 上

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。